

## 『パリの歴史的建造物保全』

江口, 久美  
九州大学持続可能な社会のための決断科学センター : 助教

<https://doi.org/10.15017/1917854>

---

出版情報 : 決断科学. 4, pp.132-140, 2018-03-23. 九州大学持続可能な社会のための決断科学センター  
バージョン :  
権利関係 :



## 自著紹介

# 『パリの歴史的建造物保全』

江口久美 九州大学持続可能な社会のための決断科学センター

本稿は、自著・江口久美（2015）『パリの歴史的建造物保全』中央公論美術出版より、適宜文章・図などを引用、抜粋、追記、修正などしたものである。

都市にとって歴史性の恢復とは、どのような意味があるのだろうか。現代の日本は、この問題への回答を迫られている。

地域の風景を保存・育成する流れは、2004年の景観法に結実し、さらに、2008年に、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以降、歴史まちづくり法）が施行された。歴史まちづくり法は、「歴史的風致を維持・向上させ、後世に継承すること」を目的としている。歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上の価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

つまり、歴史的な価値を有する建造物と周辺に広がる面的な環境から歴史的特徴を発見し、生活の現代的な必要に応えながら地域の魅力を維持し育てていく手法が模索されている。

さて、こうした歴史的環境保全の仕組みを、近代以降先駆的に深化させてきたのがフランスである。1830年に歴史的建造物総監が指名され、1887年法を基礎とした1913年法により、歴史的建造物（Monument historique）が制度化された。それは1943年の歴史的建造物周囲半径500m規制以降、多様な面的な歴史的環境保全手法として展開している。また、歴史的建造物補助目録（Inventaire supplémentaire des monuments historiques）による登録建造物（monument historique inscrit）制度は1927年から存在しており、歴史的環境保全に大きく貢献している。

フランスにおいて歴史的建造物が法制化される時代は、ナポレオン3世による第二帝政（1852-1870）が終わった後の、第三共和政（1870-1940）に当たる。第三共和政はパリ・コミューンの蜂起から始まり、ナチス・ドイツによるパリ占領まで続いたが、きわめて不安定な政治体制であった。それにも関わらず、19世紀末にかけて産業革命を受けて、文化的成熟、世紀末の熱狂などが見られ、現在のいわゆるパリのイメージが形成された時期となった。

都市工学的視点からは、フランス第二帝政は、セーヌ県知事、ジョルジュ・ウジェーヌ・オスマン（Georges Eugène HAUSSMANN :1809-1891）のパリ大改造に代表される時代であった。CHOAY（1983）<sup>1</sup>によれば、オスマンは、1853年に県知事に着任後、それまで一体性を持たなかったパリを、作動性を持った全体へと変換することを目的として、将来の開発に適した道路網で教会から押収した地所を分割し、魅力的なモニュメントの周りに、パースペクティブを有した、放射街路の形態システムを創造した。

しかし、こうした急進的で時には強制的な改変は、批判を巻き起こした。LAVEDAN（2002）『パリ都市計画の歴史』<sup>2</sup>にもそれは、「ヴァンダリズム（蛮行）」として記述されている。ヴァンダリズムを伴うオスマン型の都市開発は、ヨーロッパの多くの都市を席卷した。

1890年から1930年代のパリは、オスマンによるパリ大改造からなし崩し的に交通問題や住宅の衛生問題を主眼としたパリの近代化が急速に展開する時期であった。この事態は後述するパリについて問題の累積した歴史的建造物制度によって、歴史的環境保全について考えはじめていた有識

者たちの危機感をつのらせ、本当の意味でのパリにおける歴史的環境保全の礎を築ききっかけとなった。

GUILMEAU (2007)<sup>3</sup>によれば、19世紀における、歴史的建造物に関する国家レベルの政策は、①世界初のリスト作成だったことによる体制整備の不十分さ、②歴史的建造物の概念に対する視野の狭さ、等の理由により、必ずしも高い水準にあると言えるものでは無かった。このことは、1840年の公式リストに、パリの歴史的建造物が一件も掲載されていないことから分かる。また、国と市の確執も指摘されている。このような状況のもと、19世紀末から20世紀初頭の激動の時代を経て、いかにパリ市は歴史的環境保全を実現したのであろうか。

オスマン期からポスト・オスマン期のパリにおいて、以上の理由を解決し、地域における実践的な活動を通じて、歴史的建造物の指定及び保全体制を成熟させていったのが有識者によって構成された協会（以下、有識者協会）であった。19世紀中葉に考古学や歴史に関する協会が多数創設された。主なものとしては、1865年にパリ考古学歴史協会 (Société parisienne d'archéologie et d'histoire) が設立された後、1874年にパリ及びイル・ド・フランス歴史考古学協会 (Société de l'Histoire de Paris et de l'Île-de-France)、1884年にパリ・モニュメント愛好会 (Société des amis des monuments parisiens、以後 SAMP) が設立されている。彼らは、破壊の危機に瀕した、歴史的な価値を有する建造物の記録及び保護のために活動していく中で、都市風景を生活者の視点から再発見し、ピトレスクという概念で捉えるようになった。

彼らの活動は、パリ市の考古学に関する諮問機関である、古きパリ委員会 (Commission du Vieux Paris、以下 CVP) の創設の契機となった。なぜなら、SAMPで活動しながらも、民間組織の限界を感じていたメンバーが、CVPを設立したからである。CVPは、1897年に創設された、悉皆調査をもとに歴史的建造物の記録や保全を進めていくための諮問組織であり、現在も活動を続けている。

CVPはSAMPから継承された都市を見る視点を活かして調査を行い、1916年に考古学的・芸術的目録 (CAA) を作成した。こうしたCVPの活

動は歴史的建造物保全に、建造物を周辺環境との関係から評価する都市的視点を導入しその後の面的保全制度の展開への素地となったと考えられる。

本研究は、第二次大戦により活動が縮小される 1897 年の設立から 1930 年代までを、古きパリ委員会 (CVP) の活動の黎明期と位置づけ、この間の CVP による歴史的建造物保全の取り組みを対象とする。

本稿の研究方法としては、文献資料の精読と分析を行う。文献資料として、一次資料を用いる他、必要に応じて既往研究を用いる。

一次資料としては、CVP 図書館 (Bibliothèque de la Commission du Vieux Paris) に保管されている、CVP 議事録 (Procès-Verbaux de la Commission du Vieux Paris)<sup>4</sup> などを用いた。

以下、各章の要点をまとめる。

第 2 章においては、必要に応じて、HUGO<sup>5</sup> の著作 HAUSSMANN や歴史的建造物審議会 (CMH) に関する既往研究を参照しながら、運動論として、18 世紀の革命後のナショナル・アイデンティティ形成と、歴史的建造物保全運動の出現、19 世紀のオスマニズムの出現による保全意識の高まりの経緯を明らかにした。

第 3 章においては、オスマン期にかけての歴史的建造物制度の課題とセーヌ県による都市史研究と、運動論として建造物保全を巡る組織、1884 年のパリ建造物愛好会 (SAMP) が果たした役割に関して明らかにした。

第 4 章においては、運動論から制度史への展開という視点から、1897 年の CVP の成立と「ピトレスク」な視点、歴史的建造物の点的保全制度による「古きパリ」の保全とランドマーク性の評価による CVP への都市的視点の萌芽を明らかにした。

第 5 章においては、制度史として 1916 年の CVP への CAA の成立と景勝地制度の関連性、CAA から読み取れる、成果者の視点から CVP の周辺環境との調和または通りと一体になった景観を評価する視点、CVP の都市計画史的な評価を行う視点によるヴォージュ広場の面的な保全について

明らかにした。

第6章においては、制度史として1927年の国の歴史的建造物補助目録 (ISMH) への影響、1929年の国のパリ建造物的眺望委員会 (CPM) への影響、1943年以降の1943年以降の面的保全制度の展開について明らかにした。

以下、総合的考察をまとめる。

一つ目は、パリにおける都市風景をピトレスクと捉える考え方の生成である。

CVPは、SAMPの活動を下地として、ラムルーの提案により1897年にパリ市に設立された。CVPはSAMPから都市風景に対する視点を継承した。その際に、古きパリは「ピトレスクな特徴を示す市の一部」であるオーセンティックなパリと表されていた。また、単体の建造物保全を目的とした歴史的建造物制度の補完という目的のため、CVPの活動初期におけるピトレスク概念の対象となる建造物の建設年代はほとんど同じであった。

その後、1916年のCAAの作成過程では、ピトレスクであることがCAAへの採録の条件となった。1916年5月のルイ・ボニエの発言によれば、ピトレスクとは「都市空間の理解に必要な歴史的継続性」が現れていることであり、その対象は地区の断片である。

1933年のCPMによる都市景勝地に関するレポートにおいては、豊かな歴史性を有している都市景観がピトレスクであると評価されており、シテ島の端がこれに値するものとされている。このような都市風景に対するピトレスク概念の拡大は、1930年法による改正景勝地制度にも見られ、景勝地は「芸術的・歴史的・科学的・伝説的・ピトレスクな特徴を有する」ものとして表現されている。

都市の界限風景をピトレスクであるとして評価することは、為政者から生活者への視点の変化であり、全体計画に部分を従わせる視点から、個々の場の発見を都市全体の価値につなげる視点への転換であった。

個性と厚みのある歴史まちづくりを行っていく上で、生活者の視点から都市風景を価値付け、単体建造物にとどまらない、面的保全を促していっ

た CVP の取り組みに学ぶべき点は多いと言えよう。

ドイツ語圏における *malerisch* な風景を評価する視点の保全制度への反映や、イギリスにおけるピクチャレスクな景観を創出する都市計画手法の保全への反映、英仏のピトレスクな風景を指向する視点の相互の影響、オスマン期の公園におけるピトレスクな風景認識の都市への適用の影響に関しては明らかにされていない点も多く、今後の研究課題としていきたい。

二つ目は、CVP の視点から面的保全への展開である。

1898 年に設立された CVP は、オーセンティックなパリを目録化し、できれば保全すること及び歴史的建造物制度を補完することを目的としていた。

CVP は SAMP からパリの界限風景を生活者の立場から評価する視点を継承していた。1898 年のシャルル・ビュルス主催のパブリック・アート国際会議に参加し、古建造物の保全及び街路の不規則性の尊重に関する歴史的環境保全の原則を参照した。その後活動の過程で、単体の建造物を界限における周辺環境との関連から評価する都市的視点を確立し、面的な保全を展開していった。

1911 年のサンス館（図 1）の事例において、CVP は生活風景のランドマークとして建造物を評価した。その際、ランドマーク性を保全するため、サンス館と合わせて隣接する周辺環境も保全すべきであることが主張された。また、同時期には歴史的建造物周辺のバッファークーゾーンの保全についても、CVP は重要と考えていた。そのため、主に 1910 年法による歴史的建造物周辺の広告排除に関連した活動を 1900 年から CVP は実践していた。

1916 年の CAA 作成の過程でもサンス館の事例に見られたような CVP による評価の姿勢は継承された。CAA においては歴史的重層性が立ち現れた地区の断片がピトレスクな眺めとして評価対象となった。そのため、ランドマーク性の評価のみならず、ピトレスクな角地、様々な眺望点からのピトレスクな眺め、建造物の通りとの調和、広場との関係性、隣接する建造物との調和、大建造物の都市の中における様々な見え方が評価された。



図 1 20 世紀初頭のサンス館のガーゴイルのあるファサード  
図版出典 : Commission du Vieux Paris, CAA-CA 4e 46

その結果、街路改変に際し保全すべき建造物をリストアップしたCAAには、保全すべき地区・広場・通りが記載されており、歴史的景観や一体的に形成された地区の保全という歴史的環境保全における新たな概念が生まれている。また、このCAAは補助金を伴わない監視を実現する登録制度の可能性を示唆し、1927年のISMH設置のきっかけとなった。

CVPの活動により計画性を評価する視点も確立された。各々の建造物に対して、周辺環境を含む計画史が調査されるようになり、ある時代に地役権を課され、調和を考慮しながら一体的に形成された広場や街路が評価されるようになった。この視点は、1902年からの活動を通して都市計画遺産として保全されたヴォージュ広場保全の事例に見られた。ここでは、生活による機能的要請を考慮したファサード保全という新たな手法も生まれている。

一体的または計画的に形成された建造物群の保全という考え方は国の制度に影響を与えた。1927年の歴史的建造物法の改正によるISMH制度の建造物群登録制度の保全対象は、「特に突出した特徴の建造物はないが固有の特徴を保全している家屋群や村全体」とされた。

さらに、歴史的重層性が立ち現れた歴史的景観の評価は1930年法による景勝地制度の都市への適用に影響を与え、豊かな歴史性を包含する地区としてシテ島の端が指定景勝地となり、歴史が積層したパリ市の大部分は登録景勝地とされた。

これらの視点により評価された古きパリは、ドビドゥール(1945)<sup>6</sup>の整理に見られたようにパリの重層的な歴史性を展開してきた多様な建設年代や性質にわたる建造物や地区であり、歴史的建造物制度、景勝地制度のみならず1943年法以降の面的保全制度により複合的に保全されていくのである。

## 文末脚注

- 1 CHOAY, Françoise. (1983), 『近代都市』, 彦坂裕訳, 井上書院
- 2 LAVEDAN, Pierre. (2002), 『パリ都市計画の歴史』, 土居義岳訳, 中央公論美術出版
- 3 GUILMEAU, Stéphanie. "La commission du Vieux Paris et Le Casier archéologique et artistique", Mémoire de l'Université Paris IV Sorbonne, 2007
- 4 Commission du Vieux Paris, "Procès-Verbaux", Paris, Imprimerie Municipale, 1899-1933
- 5 HUGO, Victor. "Guerre aux démolisseurs!", Montpellier, Archange Minotaure, 2003
- 6 DEBIDOUR, Elie. "La conservation du vieux Paris et l'urbanisme", Paris, Musée social, 1945



江口久美 えぐち くみ

総括モジュール

1983年東京生まれ。2011年東京大学大学院工学系研究科博士課程修了。都市工学専門。フランスの町並み保全と合意形成、ギリシャの観光まちづくり、耕文化の学際的評価を研究対象としている。主な著書に、江口久美（2015）『パリの歴史的建造物保全』中央公論美術出版。